

○多古町農業集落排水事業分担金徴収条例

(平成 6 年 3 月 11 日条例第 8 号)

改正 平成 12 年 3 月 21 日条例第 24 号 令和 4 年 12 月 16 日条例第 24 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 228 条の規定に基づき町が行う農業集落排水事業(以下「事業」という。)に要する費用の分担金の徴収に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「受益者」とは、事業の施行区域内に居住の用に供する建物の所有者若しくは占有者等(以下「所有者等」という。)又は事業等を営む者で当該事業等の用に供する建物の所有者等をいう。

(分担金の納入義務)

第 3 条 受益者は、この条例の定めるところにより事業に要する費用の分担金を納入しなければならない。

(分担金の額)

第 4 条 分担金の額は、事業費(測量試験費及び工事雑費を除く。)に 100 分の 5 を乗じて得た額に、当該受益者の総数で除した額以内の額とする。

(徴収の方法)

第 5 条 事業の管理者の権限を行う町長(以下「町長」という。)は、年度毎に納付する分担金の額を定め、納入通知書により分担金の額及び納付期日等を受益者に通知し、徴収するものとする。

(猶予及び減免)

第 6 条 町長は、受益者が災害その他特別の理由により、分担金を納入することが著しく困難であると認めたときは、分担金の徴収を猶予し、又は分担金の全部若しくは一部を減免することができる。

(延滞金)

第 7 条 受益者は、納期限後に分担金を納付する場合には、当該分担金の額に納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年 14.6 パーセント(納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて得た金額に相当する延滞金を加算して納入しなければならない。

2 町長は、受益者が納期限までに分担金を納入しなかったことについて、やむをえない事由があると認めた場合においては、延滞金を減免することができる。

(受益者の変更)

第 8 条 受益者に変更があったときは、町長に届出なければならない。

- 2 前項の届出をしたときは、新たに受益者となった者が従前の受益者の地位を継承するものとする。

(罰則)

第9条 町長は、偽りその他不正の行為により、分担金の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月21日条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(令和4年12月16日条例第24号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。